

阿波市監査委員公告第 1 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 4 項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を公表する。

平成 29 年 3 月 17 日

阿波市監査委員 上原 正一
阿波市監査委員 中野 修一
阿波市監査委員 阿部 雅志

平成 28 年度定期監査結果報告書

1 監査の概要

(1) 監査の種類

定期監査（地方自治法第 199 条第 4 項）

(2) 監査実施期間

平成 28 年 10 月から平成 29 年 1 月にかけて実施した。出先機関については、現地施設監査として平成 28 年 5 月から 12 月にかけて実施した。

(3) 監査対象部課

企画総務部	企画総務課、秘書人事課、財政課、危機管理課、契約管財課
市民部	市民課、環境衛生課、国保医療課、税務課、人権課 吉野支所地域課、土成支所地域課、阿波支所地域課
健康福祉部	社会福祉課、子育て支援課、介護保険課、健康推進課
産業経済部	農業振興課、農地整備課、商工観光課
建設部	建設課、住宅課、地籍調査課
	水道課
	会計課
教育委員会	教育総務課、学校教育課、社会教育課、伊沢幼稚園 久勝幼稚園、林幼稚園、伊沢小学校、久勝小学校、林小学校 吉野中央公民館、吉野柿原公民館、青少年育成センター
	農業委員会事務局
	議会事務局
	監査事務局

(4) 監査の範囲

監査の範囲は、平成 28 年度に執行された財務に関する事務などを対象とした基礎的項目と合わせて、債権の管理状況を重点的項目とした。

(5) 実施方法

実施方法は、各課より監査資料に基づき説明を受けた後に監査委員による質疑応答を実施した。その他、出勤簿や時間外勤務関係、出張関係等の帳票類の確認を行った。

2 監査の結果

監査の結果、各課における事務の執行は関係法令等に準拠し、おおむね適正に処理されていると認められた。口頭により改善の検討を指示した軽微な事項については、改善措置を講じられるよう要望する。

事務の執行、事業の管理状況等、組織及び運営の合理化に資する意見は以下のとおりである。

3 意見

平成 28 年度一般会計・特別会計等の執行状況を各担当部課から、監査資料をもとに説明を受けた。関係法令等に準拠し、おおむね適正に処理執行されている。

(1) 財政について

世界の情勢は、イギリスにおける国民投票での EU 離脱や、アメリカの大統領選挙でのトランプ氏の勝利など、事前の予想と相違する、まさに番狂わせの連続である。日銀内にあっては、本年の世界経済は、これまでの低成長・低インフレ・低金利の三低を脱するとの見方が出ている。米国のトランプ政権を軸に拡大が始まるとの見立てだ。

日本では、アベノミクスが停滞し、日銀の金融緩和策も手詰まりの状況で、将来の政策転換、つまり「出口戦略」を危惧した意見が多く見られる。

阿波市の財政については、健全な財政状況を維持しているところだが、今後、地方交付税の減少など、歳入増の見込みはなく、医療費などの歳出は膨らむばかりである。効果的、効率的な歳出を図ることはもちろんだが、歳入増の努力を期待するところである。

(2) 事務の執行について

固定資産税の滞納の増加や収用などの用地交渉において、不動産の権利の移転をすることができない等により、市役所の各セクションで、不動産（主に農地）の相続登記ができていない問題が多く生じている。

これは、不動産（農地）の継承ができていないため、相続登記がスムーズにできるようにする必要がある。

相続登記の事務処理をもっと簡単にできるように、国に働きかけるとともに、相続が発生した場合には、必ず相続登記をするように市民に広報をしていく必要がある。

2～3 代にわたり相続登記をしなかった場合には、相続人が鼠算式に多くなり、登記が非常に難しくなることを周知すべきである。

(3) コミュニティバスの創設について

高齢者の交通事故が増加する中、その交通事故をできるだけ少なくするために、高齢者の運転免許証の自主返納を促す取り組みが増加している。

さらに、もともと車に乗れない高齢者世帯、独居老人が高齢化社会の中で増加している。これらの日常の移動手段に困る買い物難民といわれる人々などのために、公共交通機関がほとんどない阿波市では、コミュニティバス（コミバス）の重要性が増している。駅や公共施設、病院、スーパーを結ぶコミバスが望まれる。

地域的に広い阿波市では、コミバスは経済性と利便性の両方から考えると様々な困難な課題もあろう。しかし、暮らしやすい阿波市の維持のため、最低限必要な生活のコミバスを創設すべきと考える。

(4) 福祉の施策について

急激な少子高齢化の進展による人口減少に伴い、市税の減収も見込まれる中、扶助費は増加している。国の示す男の平均寿命は80.79年、女の平均寿命は87.05年となっており、長寿の捉え方を見直す必要があるのではないかと。

阿波市では長寿をお祝いする長寿祝金支給事業があり、対象となる方には毎年お祝金を支給しているが、現在県内8市のうち阿波市のみが基準年齢77歳以上の全ての方を対象に毎年支給している。

今後は贈呈対象を限定した節目支給とし、その分人口減少の歯止め対策として予算を活用できるよう見直しするなど、相互の支え合う取り組みを検討されたい。

(5) 地方創生に向けて

「まち・ひと・しごと」創生総合戦略事業のさらなる具体的長期的な展開を望む。少子高齢化問題を解決するため、地方創生も発展させるために、外からの人口獲得と出生率向上を目指し、さらに地域での仕事づくりや子育て環境の充実を図るための既存事業の充実や新規事業に取り組んで努力している様子が見えてくる。

この課題は全国的に共通の課題で一朝一夕には解決しない問題である。何をやるにしても焦点を絞り、具体的にしかも長期的な展開を必要とする。本当に地道な取り組みを継続してもらいたい。

(6) 道路周辺の環境整備と公園の管理について

道路周辺の木々の育ち伸び過ぎで道路が塞がれ、公園の管理においても遊歩道の手すりの崩壊、雑草だらけの公園等が目立つように思われる。

阿波市の関連する公共施設等の老朽化も言われているが、外面的には建物より草や木々が多い公園や、道路の周辺が荒れているのが目立つように思う。

必要性や緊急性から考えると、限られた予算の中で、これらを維持管理するには限界もあろう。自然豊かな阿波市を維持するために、各地域のボランティアの自主的組織や自治会、各種団体と連携する中で、この自然豊かな美しい地域を取り戻し、維持する方策も今まで以上に努力していく必要がある。

(7) 老朽化した管路の漏水調査と修繕について

本年度は今のところ大きな災害や気象変化がなく、良好に水道も給水されているように思う。しかし、最近の大地震の例を見るまでもなく、どこで何が起きても不思議ではない事例が続いている。更に全国的にも水道管の耐久年度を過ぎていることが言われている。これらの事実から、早急に管路の耐震化を実施して、災害時の給水能力を高める工事を進めていくべきである。

(8) 重点的項目（債権の管理状況）について

債権の管理は、市政の財政を担う上で重要な課題だ。阿波市債権管理条例等法令に沿った管理運営が適切に行われているところである。

現在調定された債権が未納の場合は、督促状や催告書の発布をし、また、滞納処分をするなど収納に努めているところであるが、未納の少額の債権や時効の援用等による不納欠損処理の額が多くなってきている。

調定しても収納できない債権を調定し不納欠損処理をするなど、二重手間を省くことや、少額債権でも知恵を絞って収納方法を考えるなど、効果的、効率的な事務処理を図る努力が重要である。

また、正直者が損をしないように公平、公正の観点から不納欠損の処理基準に準じた事務執行に努められたい。

税金や使用料の滞納については、日々努力している結果、徴収率は上昇しているように思われる。しかし、悪質な滞納者や長年に渡って各種の使用料を払わない人もいるという。これらの人に対しては、税金を納めるという市民の義務として、公平な徴収態度で臨んでもらいたい。しかし、いろいろな事情や理由により払えない人のこれらの税金や使用料については、債権管理条例等の法令に則り、適切に管理処理するべきだ。

民間企業にあっては、契約した債権はファイナンシャル企業に債権を譲渡する。阿波市にあっては水道課における水道料金の債権管理の体制を見習うなど、債権の収納を民間に委託する等の方策を考える時期にあるのではないかと考える。